

職務質問技能指導員制度の制定について

平成18年3月31日
例規（地域）第16号
警察本部長

〔沿革〕 平成19年3月例規（地域）第36号 平成20年10月例規（地域）第64号
平成23年1月例規（地域）第1号 平成30年9月例規（地域）第32号
各部長・参事官・所属長

見出しの制度を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

職務質問技能指導員制度

第1 趣旨

この例規通達は、職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 技能指導員の種別

- 1 地域部長指定職務質問技能指導員（以下「部長指定技能指導員」という。）
- 2 所属長指定職務質問技能指導員（以下「所属長指定技能指導員」という。）

第3 技能指導員の職務

- 1 職務質問技能に関する現場実戦指導（以下「同行指導」という。）
- 2 職務質問技能に関する講義、演技式等による教養（以下「集合教養」という。）
- 3 その他、地域部長等が特に必要と認めた事項

第4 技能指導員の管理

地域部地域課長（以下「地域課長」という。）は、技能指導員の指定、解除及び教養に関する事務を千葉県警察情報管理システムを利用して行う職務質問技能指導者管理システム（以下「管理システム」という。）により管理するものとする。

第5 技能指導員の指定等

1 部長指定技能指導員の推薦及び指定

- (1) 所属長は、職務質問技能指導員資格要件（別表）の部長指定技能指導員に該当する適任者を、地域部長指定職務質問技能指導員推薦書（別記第1号様式）により、地域課長を経由して地域部長に推薦するものとする。
- (2) 地域部長は、前(1)の推薦に基づき、部長指定技能指導員の指定を決定した場合は、指定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

2 所属長指定技能指導員の指定

- (1) 所属長は、職務質問技能指導員資格要件の所属長指定技能指導員に該当する適任者を、部制の各部署で1人以上指定するものとする。
- (2) 所属長は、前(1)により指定しようとする場合は、所属長指定職務質問技能指導員指定報告書（別記第3号様式）により、地域課長を経由して地域部長に報告し、事前に地域部長の承認を得た上で指定するものとする。

第6 技能指導員の指定解除

1 部長指定技能指導員の指定解除

- (1) 所属長は、指定解除の必要があると認められる場合は、地域部長指定職務質問技能指導員の指定解除の申請について（別記第4号様式）により、地域課長を経由して地域部長に申請するものとする。ただし、人事異動により指定を解除する必要がある場合は、当該申請を要しない。
- (2) 地域部長は、前(1)の申請に基づき、部長指定技能指導員の指定解除を決定した場合は、関係所属長に通知するものとする。

2 所属長指定技能指導員の指定解除

所属長は、指定解除をした場合は、所属長指定職務質問技能指導員の指定解除の報告について（別記第5号様式）により、地域課長を経由して地域部長に報告するものとする。ただし、人事異動により指定を解除した場合は、当該報告を要しない。

第7 職質指導班の運用

1 派遣計画

地域課長は、地域部地域課地域指導・支援室職質指導班（以下「職質指導班」という。）による同行指導について所属別年間派遣計画を策定し、署長に通知するものとする。

2 派遣要請

所属長は、職質指導班による同行指導又は集合教養を依頼する場合には、職質指導班派遣要請書（別記第6号様式）により、地域課長を経由して地域部長に要請するものとする。

3 指導要領

(1)同行指導は、原則として職質指導班員を要請所属に派遣し、指導を受ける地域警察官にマンツーマン方式で行うものとする。

(2)集合教養は、職質指導班員を要請所属に派遣して行うものとする。

4 報告

職質指導班員は、派遣先における指導教養の内容等について、指導教養結果報告書（別記第7号様式）により、地域課長を経由して地域部長に報告するものとする。

第8 職質指導班以外の技能指導員の運用

1 職質指導班以外の部長指定技能指導員（以下「指導班以外の部長指定指導員」という。）による指導教養

(1)所属長は、指導班以外の部長指定指導員による同行指導又は集合教養を依頼する場合は、地域部長指定職務質問技能指導員派遣要請書（別記第8号様式）により、地域課長を経由して地域部長に要請するものとする。

(2)地域部長は、前(1)の要請を受けた場合は、地域課長に関係所属長との協議を下命し、指導教養計画の策定を指示するものとする。

(3)地域部長は、地域課長が策定した指導教養計画を確認し、指導班以外の部長指定指導員を派遣するものとする。

(4)指導班以外の部長指定指導員による指導要領は、前記第7の3の規定を準用する。

(5)地域課長は、指導班以外の部長指定指導員による指導教養を実施した場合は、その結果を管理システムに登録するものとする。

(6)地域課長は、指導班以外の部長指定指導員による指導教養の結果について、適時、管理システムから出力して地域部長に報告するものとする。

2 所属長指定技能指導員による指導教養

(1)所属長は、所属長指定技能指導員による指導教養計画を策定し、指導教養を実施するものとする。

(2)所属長は、所属長指定技能指導員による指導教養を実施した場合は、その結果を管理システムに登録するものとする。

(3)地域課長は、所属長指定技能指導員による指導教養の結果について、適時、管理システムから出力して地域部長に報告するものとする。

別表（第5の1の(1)）

職務質問技能指導員資格要件

区分	資格要件
部長指定技能指導員	<p>地域警察活動に従事する次のいずれかの該当者のうち、職務質問に関する指導力が優れているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3年間における職務質問による犯罪検挙実績が極めて優秀である者 ○ 管区規模の職務質問専科を修了した者 ○ 他都道府県警察の職務質問委託研修を修了した者 ○ 地域部長が職務質問技能に優れていると認めた者
所属長指定技能指導員	<p>地域警察活動に従事する次のいずれかの該当者のうち、職務質問に関する指導力が優れているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去1年間における職務質問による犯罪検挙実績が優秀であ

る者

- 千葉県警察の職務質問専科を修了した者
- 所属長が職務質問技能に優れていると認めた者

以下別記等省略